

国保年金課からのお知らせ

こんなときには、14日以内に届出を!

国保へ加入またはやめる場合は、14日以内に国保年金課窓口へ届出してください。

	こんなとき	必要なもの
国保に加入する	他の市町村から転入したとき	他の市町村の転出証明書、印かん、身分証
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書、印かん、身分証
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、印かん、身分証
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印かん、身分証
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん、身分証
国保をやめる	外国籍の人が加入するとき	在留カード、印かん
	他の市町村に転出するとき	保険証、印かん、身分証
	職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険の保険証または健康保険資格取得証明書、
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保の保険証、印かん、身分証
	国保被保険者が死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証、印かん、身分証、 葬祭者の印かん、葬祭者の口座が分かるもの（通帳等）
その他	生活保護を受け始めたとき	保険証、保護開始決定通知書、印かん、身分証
	外国籍の人がやめるとき	保険証、在留カード
	住所、世帯主、氏名等が変わったとき	保険証、印かん、身分証
	修学や施設入所のため、他市町村に住むとき	保険証、在学・在園証明書、印かん、身分証
	保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	身分証、印かん
	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書、印かん、身分証 ※職場の健康保険等をやめた方で国保加入手続きがお済みでない場合は、 健康保険資格喪失証明書もお持ちください。

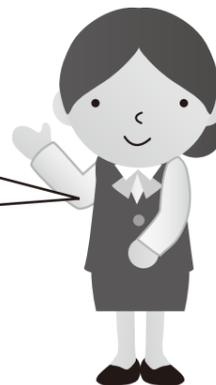
退職者医療制度について

会社や役所を退職して、年金(厚生年金など)を受けられる65歳未満の人とその被扶養者は、「退職者医療制度」で医療を受けます。国保税の計算方法や受けられる給付は一般国保加入者と同様です。

■対象となる人

- ①国保に加入している65歳未満の人
- ②厚生年金や各種共済組合などの年金を受けている人で、その加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上ある人

※全ての手続きには身分確認できるもの(免許証や住民基本台帳カード等)が必要です。
※別世帯の方が届出する場合は、世帯主からの委任状が必要です。



国保に入る届出が遅れると・・・

国保税は届出をした日からではなく、国保に加入するべき日までさかのぼって納めることになります。届出が遅れている間の医療費はやむを得ない理由がない限り、全額自己負担になります。

国保をやめる届出が遅れると・・・

国保の資格がなくなっているのに届出が遅れると、保険証が手元にあるのでそれを使って診察等を受けてしまう場合があります。このようなときは、国保で負担した医療費を返していただくことになります。

お詫びと訂正

平成 26 年 2 月 26 日発行の広報誌『広報はえばる』3月号の記事「4月1日は保険税第10期の納付期限」において誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。
正しくは「3月31日は保険税の第10期の納付期限」です。

お問い合わせ：国保年金課 ☎889-1798

南風原町こども医療費助成制度



南風原町では平成26年4月より町在住のお子さまを対象に、児童が健やかに育つ環境を目指し、以下のように制度を変更します。

平成26年4月1日診療分より、通院分の助成対象を中学卒業まで拡大します。

助成対象期間

- ◆通院・入院：南風原町に住居登録のある0歳から中学3年生まで(0歳から満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)
- ◆転入・転出の場合：転入→転入した日から助成
転出→転出日の前日まで助成

助成できる医療費

- ◆保険診療による自己負担分(健診、予防接種、診断書、薬の容器代などは含まれない)を助成します。
※高額療養費、附加給付金の対象がある場合はそれらを除いた分を助成します。
- ◆学校等で加入する「日本スポーツ振興センター災害共済給付」などの対象となっている医療費については、助成対象とはなりません。

受給資格者証の交付

- ◆4月中旬から5月にかけて対象者に郵送予定です。
- ◆受給資格者証が届かなかつた方、新規申し込みの方は、こども課にて申請が必要です。(受給資格者証の交付申請に必要なもの)
・お子さまの健康保険証
・保護者の普通預金通帳
・印鑑(認印で可)
※受給資格者証が届いていない期間に受診された場合は、こども課窓口で助成金支給申請が必要です。



こども医療費助成の利用の方法

現在自動償還方式を導入しています。
医療機関を受診する際に保険証と一緒に受給資格者証(オレンジ色)を医療機関窓口へ提示してください。診療月の翌々月の30日にお客さまの口座に自動的に振込みいたします。

お問い合わせ：こども課 ☎889-7028